

告発状			
		平成 2 8 年	4 月 1 日
		平成 2 8 年	3 月 3 0 日
		平成 2 7 年	6 月 1 日
東京地方検察庁 御中			
告発人			
〒 2 6 1 - 0 0 0 3			
住所	千葉県美浜区高浜 6 - 1 8 - 9		
電話	0 9 0 - 4 8 2 4 - 7 8 9 9		
職業	合同会社未来 代表		
生年月日	昭和 2 4 年 9 月 9 日生		
氏名	長野恭博 印		
被告発人			
下記は、読売新聞 2 0 1 5 年 2 月 2 0 日付朝刊記事より推定			
【不法就労のフィリピン人 3 人に関する被告発人】			
警察官			
刑法 194 条特別公務員職権濫用罪に該当する者			
1) 神奈川県警の警察官ら氏名姓名不詳およびその責任者(氏名不詳)			
刑法 1 7 2 条虚偽告発罪に該当する者			
1) 神奈川県警の警察官ら氏名姓名不詳およびその責任者(氏名不詳)			
検察官			
刑法 194 条特別公務員職権濫用罪に該当する者			
1)	横浜地方検察庁	取調べ	検察官検事 姓名不詳及びその検察関係者
2)	横浜地方検察庁	公判	検察官検事 姓名不詳及びその検察関係者
刑法 1 7 2 条虚偽告発罪に該当する者			
1)	横浜地方検察庁	取調べ	検察官検事 姓名不詳及びその検察関係者
2)	横浜地方検察庁	公判	検察官検事 姓名不詳及びその検察関係者
裁判官			
刑法 194 条特別公務員職権濫用罪に該当する者			
1)	逮捕請求を承認し逮捕状を発行した 横浜地方裁判所の裁判官 (姓名不詳)		
2)	勾留請求を承認し勾留状を発行した 横浜地方裁判所の裁判官 (姓名不詳)		
3)	逮捕・勾留をして公判を行った 横浜地方裁判所の裁判官 (姓名不詳)		
【フィリピン大使館職員 (運転手) に関する被告発人】			
警察官			
刑法 194 条特別公務員職権濫用罪に該当する者			
1) 神奈川県警の警察官ら氏名姓名不詳およびその責任者(氏名不詳)			
刑法 1 7 2 条虚偽告発罪に該当する者			
1) 神奈川県警の警察官ら氏名姓名不詳およびその責任者(氏名不詳)			
検察官			
刑法 194 条特別公務員職権濫用罪に該当する者			
1)	横浜地方検察庁	取調べ	検察官検事 姓名不詳及びその検察関係者

2) 横浜地方検察庁	公判	検察官検事	姓名不詳及びその検察関係者
刑法 172 条虚偽告発罪に該当する者			
1) 横浜地方検察庁	取調べ	検察官検事	姓名不詳及びその検察関係者
2) 横浜地方検察庁	公判	検察官検事	姓名不詳及びその検察関係者
裁判官			
刑法 194 条特別公務員職権濫用罪に該当する者			
1) 逮捕請求を承認し逮捕状を発行した	横浜地方裁判所の裁判官 (姓名不詳)		
2) 勾留請求を承認し勾留状を発行した	横浜地方裁判所の裁判官 (姓名不詳)		
3) 逮捕・勾留をして公判を行った	横浜地方裁判所の裁判官 (姓名不詳)		
【書類送検の外交官等 3 名に関する被告発人】			
警察官			
刑法 172 条虚偽告発罪に該当する者			
1) 神奈川県警の警察官ら氏名姓名不詳およびその責任者(氏名不詳)			
検察官			
新聞記事では不明です			
裁判官			
新聞記事では不明です			
第1章. 告発の趣旨			
日本は、「不法就労」に対して、不法就労した外国人を「出入国及び難民認定法 (以下「入管法」と言う) 」「70 条「不法就労罪」で刑事処分し、不法就労させた雇用者を入管法 73 の 2 条「不法就労助長罪」で、両者を平等に刑事処分することで、日本国憲法の「法の下での平等」や恣意的に外国人を処分することを禁じた「国際法」に反しないように立法しています。			
しかし、実態は、(不法就労させた雇用者) を「不法就労助長罪」で処分せず、(不法就労した外国人だけ) を「不法就労罪」で刑事処分し、国外追放にしています。			
これは、外国人を恣意的に差別することを禁じた国際法に反しています。日本国憲法の法の下での平等にも反しています。			
不法就労させた「不法就労助長罪」で事業者を処分しないのであれば、不法就労させられた外国人も、処分なし (無罪) が法の論理です。そうであれば当然、如何なる、不法就労の幫助者もないということです。			
これが法の下での統治であり、基本的人権の尊重であり、国際法の遵守です。			
2014、2015 年に発生したフィリピン大使館入管法違反事件は、2010 年に発生した入管法違反事件と同様にもっと悪質な、犯罪行為をしました。			
従来は不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分せず、不法就労した外国人だけを「不法就労罪」で罰金刑にして国外追放していたのですが、「不法就労助長罪」の雇用者にかわる、第三者の「幫助者」をでっち上げ、平等に処分したように見せかけるため、第三者を刑事処分して、不法就労した外国人を罰金刑でなく「懲役刑」にして国外追放したのです。第三者とは、家事使用人として採用予定のフィリピン人に雇用契約書を提供したとして、入管法違反幫助罪とされたフィリピン大使館職員や外交官です。したがって、正犯の訴因で指す幫助者は、不法就労助長罪の事業者ではないので、虚偽告訴といえます。			
不法就労は、不法に働かせる事業者がいるから成立するものです。正犯を不法就労させて、不法就労者にした事業者が不法就労助長罪で処罰を受けていないので、不法就労者は存在しないとするのが、法			

の下での公平であり、国際法の遵守ですから、正犯はいずれも無罪です。そして幫助罪とされた大使館職員や外交官は不法就労とはなんら関係のない理由で犯罪とされましたので無罪です。

2010年の入管法違反幫助事件では、告発人と共犯とされた「金軍学」は、中国人の不法就労に対して、その幫助行為をしたとして、国際法を遵守するため創設された、不法就労に対する幫助行為や助長行為を規定した特別法である「不法就労助長罪」でなく、不法にも、「内容虚偽の雇用契約書」を提供したから、在留資格が容易に得られた。それで日本におられた。日本におられたから不法就労できた。との因果関係で、一般法である刑法の「幫助罪」を乱用され実刑（懲役刑）を受けました。

告発人の受けた2010年の事件と同様に、この2014年、2015年の入管法違反幫助事件では、フィリピン大使館職員や外交官まで不法な論理で「幫助罪」が適用され刑事処分されております。

私の主張は、刑法の幫助罪適用は、以下の理由により適用法違反による犯罪行為です。被告発人らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

1. 不法就労に対する幫助罪は、特別法にあたる、入管法の73の2条「不法就労助長罪」で規定されています。新聞記事ではフィリピン大使館職員外交官は、「不法就労助長罪」に規定する行為はしていません。不法就労の幫助者は「不法就労助長罪」で規定する幫助者で、つまり造園事業者です。

2. フィリピン人を雇用した造園事業者は、お咎め無しで入管法が規定する「不法就労助長罪」で処分されていません。そうであれば雇用されたフィリピン人もお咎め無しの無罪です。であれば、不法就労がないので不法就労の幫助者は誰もいないということです。

3. 次に、「内容虚偽の雇用契約書」の提供が在留資格の取得を容易にしたとは言えません。

在留資格を容易に取得させたというが、在留資格の付与条件は法律で規定されておらず、付与条件は未公開で、法務大臣が裁量で付与するものであり、在留資格を容易にしたとは言えません。

「内容虚偽の雇用契約書」で在留資格を得たのであれば、入管法22条の4の4在留資格取消で規定するとおり不法就労とは別個のものです。

仮に「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば、不法就労（資格外活動）にならないことは自明の理です。したがって在留資格の取得と不法就労とは何ら関係のないものです。

憲法31条に「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」（法律の定めとは、国会で制定した法律を指します。地方議会で制定した条例も含む）に照らして、雇用契約書の提出は、法律でも、省令でもなく、課長通達で外国人に提出を求めるもので、仮に虚偽であるとしても、法務大臣が裁量で与える事案について刑事罰を科す根拠法がありません。唯一あるのは、法務大臣は、その対処として入管法で在留資格を取消ことができるとしています。

在留資格の付与は法務大臣の裁量ですが、法務大臣は「省令」で、付与方針を規定していますが、雇用契約書が在留資格の取得を容易にし、不法就労させるとは言えません。

在留資格を得られたから本邦におられた。本邦におられたから不法就労できたと言うが、在留資格は付与条件を未公開で法務大臣が裁量で与えるものです。

在留資格を受けても、更に入国許可（パスポートへの証印）も許可条件を未公開で、外務大臣が裁量で許可を与えて在住（入国）が可能になるものです。よって、雇用契約書が虚偽だとしても両大臣の裁量権限を容易に左右できるとは言えません。

事実として、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものですから、告発人らは、入管との質疑などで在留資格について次のように説明され運用させられていました。
1) 非公開ですが在留資格要件が満たされれば、雇用会社が不適當若しくは雇用契約書が虚偽などの場合は、外国人に対して、雇用契約会社を変えさせて再申請させている。
2) 雇用契約書を交わした外国人が在留資格を受けて入社しなくとも、在留資格は外国人個人に付与するもので、付与後は、在留資格（特定活動）の範囲でどこで働こうと自由である。
3) 在留資格を取得後、雇用契約会社に入社できなくとも、直ちに在留資格が取消されるのではなく、一定期間内に、在留資格の範囲で雇用先を見つけ就労できる。
よって、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとはいえず、また、在留資格の取得と不法就労とは何ら、因果関係はありません。
前記したように「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より裁量で、技術や人文国際の在留資格を得たとし、ても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば不法就労にならないことは明白で、「内容虚偽の雇用契約書」と不法就労とは関係のないことは自明の理です。
彼等が不法就労者になったのは、働く資格のない在留資格の外国人を雇用して働かせた事業者の責であることは自明の理であります。
以上により、入管法の立法趣旨どおり、不法就労に対する幫助・助長行為は「不法就労助長罪」に規定するとおりで処分しなければ不当であり、雇用契約書の提供者への幫助罪の適用は不法であり、正犯は、「不法就労助長罪」の事業者が何ら処罰を受けないので、法の下で平等とは言えず、また国際法に反しますので不法就労をしたフィリピン人は「無罪」です。
不法就労をさせる者、つまり不法就労をさせる事業者なくして不法就労は絶対できませんので、「絶対に無罪」です。
そして、「内容虚偽の雇用契約書」を提供した大使館職員や外交官は前述したとおり不法就労に対する幫助罪は成立しませんので無罪です。
しかし入管法の規定で、在留資格取消の幫助の疑いで国外退去処分ですが、不法就労をしたフィリピン人が法務大臣より22条の4の4在留資格取消で国外退去処分を受けていませんので無罪です。
4. 外国人は日本におられるようにしたら犯罪をすると断定するのは、外国人に対する人権侵害です。そして、外国人を日本におられるようにしたら、その外国人が犯罪行為を犯せば幫助罪だとするのは幫助罪の乱用で、国民は安心して生活できません。
外国人のした不法就労に対して、その幫助行為の処罰を定めた「不法就労助長罪」でなく、日本に在住できるようにしたから犯罪ができたとの因果関係で、何ら刑事罰にならない在留資格取消行為の幫助を理由にして、刑法の「幫助罪」を適用するのは、幫助罪の乱用で違法です。
不法就労の幫助理由に、(課長通達で要求された)「(内容虚偽の)雇用契約書」を正犯に提供したから、(法務大臣より裁量で)在留資格が容易に取得できた。在留資格が得られたから、(外務大臣より裁量で入国査証が得られ)日本に在住できた。日本に在住できたから不法就労ができた。との因果関係で刑法の幫助罪を適用していますが、前記したように、仮に「内容虚偽の雇用契約書」であつても在留資格の取得や入国査証の許可とは、何ら法的な根拠がなく、明らかに因果関係がなく、又、日本におられるようにしたから犯罪ができることは外国人に対する悪質な差別であり、人権侵害であり、また、幫助罪の乱用で違法です。
日本では、こうした遠い因果関係の論法を「風が吹けば桶屋が儲かる論法」と言います。風が吹けば、何故、桶屋が儲かるのか・・・？因果関係を話せば長いのです。そしてシナリオは色々あります。つまり、因果関係は「こじつけ」なのです。
こうした、遠い因果関係で幫助罪を適用する習慣が根付いていれば、恐ろしい日本社会です。国民は安心

して生活ができません。

日本に在住できるようにしたから「不法就労」ができた。よって、因果関係は明白であると言うが、外国人にアパートの一室を貸して、日本に在住できるようにした。日本に在住できたから殺人ができたとしてアパートのオーナーに「殺人罪」の幫助罪が適用できるのでしょうか???この答えとして、

告発人の取調べの警察官は、「社長、中国人が不法就労したから、不法就労に対する幫助罪で済むけど・・・中国人が、殺人をしていたら、殺人罪に対する、幫助罪ですよ！気をつけてくださいよ！」と言いました。既に、アパートのオーナーに、殺人罪の「幫助罪」を適用しているのです。

国際社会が移民問題で苦心している中、こうした特別公務員による犯罪が起こるのは、恣意的な外国人排除の習慣が根付いているからです。

よって被告発人らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

個々については、第2章 告訴事実記載しますが、「特別公務員職権濫用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕、監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性については、①主体が特別公務員であること、・・・事実 警察官、検察官や裁判官らです。

②人を逮捕・監禁したこと、・・・事実として逮捕・監禁されました。

③職権を濫用したこと、によって成立します。・・・職権を濫用したか否かですが、濫用とは、職務上の権限を不法に行行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事実上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。

職務権限については、第三章 注釈的説明で 記載しますが、警察官について言えば 刑事訴訟法 第八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

2 司法警察職員は、犯罪があると思量するときは、犯人及び証拠を捜査するものとします。と規定されています。

よって、犯罪が思量されない、つまり、なんら法に違反していないのに、捜査、逮捕、監禁することは、不法な行為であり、特別公務員職権乱用罪にあたります。

告訴事実に記載のとおり、不法な内容虚偽の逮捕状等を提示するなどして意思決定の自由を圧迫し職務上の権限を行使しています。

特別公務員職権濫用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。

フィリピン大使館職員や外交官に対する幫助罪については前記のとおり無罪ですが、正犯について整理すると、

1) 雇用者が不法就労助長罪でなんら処分されていないので、法の下で公平でなく、不法就労させられた外国人だけを刑事処分するのは国際法に反しますので無罪です。

2) 不法就労は不法就労をする者と不法就労させる者がいて成り立つものです。不法就労させた犯罪者がいないのに、不法就労した犯罪者だけがいるはずがありません。よって無罪です。

3) 正犯は、不法就労助長罪の幫助者でなく、内容虚偽の雇用契約書を提供した者を不法就労の幫助者として、不法就労罪が適用されていますが、雇用契約書の提供者は不法就労とは因果関係がないので内容虚偽の逮捕・起訴・判決であり無罪です。

名誉回復のための手段は「再審請求」です。しかし、「適用法の誤り」は再審請求できません。しかし事件に関わった警察官や検察官の犯罪を起訴し、犯罪が確定すれば「再審請求」できます。

私は、日本の司法が、法の下での統治、基本的人権の尊重、国際法の遵守を実現する証として、検察が自主的に再審請求することを望んでいます。

よって、何度めかになります。告発状を提出いたします。

以下の被告発人の所為は、刑法 172 条虚偽告訴罪および刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当する者と考えるので、被告発人を厳罰に処することを求め告発します。

第 2 章. 告発事実

第一部. 不法就労のフィリピン人 3 人に関する被告発人

第 2 章 第一部－ 1. 警察官

I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実

1. 被告発人の警察官らは、平成 26 年 6 月頃、フィリピン人は東京都内の造園会社で資格外活動で働いていたが、入管法に反して、不法就労させた事業者を情により不法就労助長罪で不当に逮捕せず、法の下で平等および国際法に反し、また、真実は在留資格取消の処分行為であるのに、虚偽に、フィリピン人は、フィリピン大使館職員の運転手より虚偽の雇用契約書の提供を受けたので在留資格を取得することができ、それで在日できた、よって大使館職員（運転手）を幫助者として、不法就労できたとして、入管法違反（資格外活動）として内容虚偽の罪名で、横浜地方裁判所に逮捕令状を不法請求し、被告発人は持っている職権を乱用し不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、逮捕・監禁を行ない取調べ行ったものです。

なお運転手は、虚偽の雇用契約書を提出したとして不法にも入管法違反（資格外活動）幫助罪として逮捕された。

以上、フィリピン人 3 名に対して、それぞれ 1 件の告発事実（犯罪事実）について、
以下は逮捕監禁の目的を補充

詳しくは、第 1 章. 告訴の趣旨で記載しましたので、以下は犯行の動機、犯行目的などを記載します。

この事件は、入管法で規定する犯罪である。

不法就労に対しては、不法就労をした外国人を「不報就労罪」で、また、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幫助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分することが規定されている。

よって、入管法の不法就労に関しては、両罪でこの事件は完結しなければならないが、正犯のみを「不報就労罪」で刑事処分し、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幫助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分せずに、内容虚偽の雇用契約書を提出し、在留資格の取得を容易にしたので正犯は不法就労ができたとして、告発人を不法就労の幫助罪としたが、前章の告訴の趣旨で記載したとおり不法である。よって、告訴（起訴）は内容虚偽であるので無罪である。

従来は、不法就労した外国人だけを恣意的に「不法就労罪」で罰金などで刑事処分し国外退去させ、不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分していないが、法の下で公平でなく、国際法に反する行為であるので、外国人も無罪としなければならないが、この事件では、手柄を得たい入管法に熟知した被告発人らはたの被告発人らと共謀し、不法就労させた事業者を情により処罰せずとも、不法就労者を処分する新たな手口を画策したのです。

不法就労で逮捕したフィリピン人を罰金刑ではなく懲役刑として刑事処分するため、法の下で平等に処分するように見せかけ、また国際法にも反しないとするため、告発人らを虚偽の幫助者とすることで、不法就労の両者を公平に刑事処分したように見せかけるため、入管法違反（資格外活動）の刑法幫助罪の犯罪者として、でっち上げたのです。そのため虚偽逮捕、虚偽送検の犯罪を企てたのです。

在留資格の付与条件は未公開で、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものです。そして、仮に正犯が、内

容虚偽の雇用契約書を提出して、特定活動の在留資格を得ていた場合には、法務大臣は、入管法22の4条の4により「在留資格の取消」を行うことができると入管法は規定しているので、入管法では不法就労と内容虚偽の雇用契約書との因果関係は全く無い。

仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、特定活動の在留資格を得ていたとしても、在留資格の範囲内で働いていれば「不法就労」とならないことは自明である。

真実は、正犯が、在留資格の範囲外で就労したので、不法就労となったものである。それは「不法就労助長罪」で規定するように、正犯を雇用して資格外の不法就労をさせた事業者がいたからである。

よって、仮に内容虚偽の雇用契約書であったとしても、不法就労とはなんら因果関係はないが、一般国民が入管法や国際法に疎いことを悪用した犯罪で、外国人だけを「不法就労罪」で懲役刑として刑事処分して手柄を立てたいばかりに、不法就労とは因果関係のない、「風が吹けば桶屋が儲かる論法」で、不法就労とは関係ない第三者を不法就労の幫助者としてでっち上げ、刑法の幫助罪を乱用しているのである。

犯行目的は、不法就労した正犯と不法就労の刑法幫助罪をした告発人らの両者を犯罪者とする事で、先輩警察官、検察官、裁判官ができなかった、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幫助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。

捜査の目的は、恣意的にフィリピン人だけを不法就労罪で法の下での公平、国際法に反して、横浜地方検察庁へ送検するための無理のある捜査をして調書を取ることです。

不法就労は不法就労させる事業者がいたから不法就労になったのです。従って、不法就労させた事業者を処罰（逮捕）せずに正犯だけを処罰するのは法の論理で不法です。

正犯の不法就労罪の因果関係は、不法就労助長罪で規定されており因果関係とは、明らかに異なるもので不法なのです。

なお、フィリピン人は4人とも、法務大臣より在留資格取消（第22条の4 4項）を理由として、国外退去の処分さえ受けていない。

この事件は、2010年の入管法違反（資格外活動）事件 罪名虚偽の不法就労罪とされた中国人正犯告発人と金軍学を刑法幫助罪とした、手口とまったく同じです。

フィリピン人3名は、入管法の趣旨、法の下での平等、国際法に反しないためには、不法就労させた雇用者を注意程度で入管法で刑事処分しないのなら、不法就労させられたフィリピン人も注意処分としなければならないが、入管法に反して不法就労させられたフィリピン人だけを不法逮捕し、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

Ⅱ. 警察官らの 虚偽告発罪の犯罪事実

1. 被告発人の警察官らは、平成26年6月頃、フィリピン人は東京都内の造園会社で資格外活動で働いていたが、入管法に反して、不法就労させた事業者を情により不法就労助長罪で不法に逮捕せず、フィリピン人だけを不当に不法就労罪で逮捕し、手柄を得たい被告発人は、持っている職権を不法に乱用して、不法就労したフィリピン人を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないためには、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、真実は在留資格取消の行為であるのに、入管法違反（資格外活動）として内容虚偽の罪名で、つまり大使館職員（運転手）を代替りの幫助者としてでっち上げ、大使館職員

(運転手)より内容虚偽の雇用契約書の提供を受けられたので、在留資格が得られた、在留資格を得られたので、日本に在留できた、在留できたので不法就労をやってしまったことは、大使館職員(運転手)を不法就労の幫助者として、神奈川県内の警察署に逮捕監禁中のフィリピン人を、横浜地方検察庁に入管法違反(資格外活動)とした内容虚偽の罪名で違法に虚偽告発(送検)したものです。

なお、大使館職員(運転手)はその後、入管法違反(資格外活動)の幫助罪で逮捕され送検されている。

以上、フィリピン人3名に対して、それぞれ1件の告発事実(犯罪事実)について、
以下は虚偽告発の目的を補充

要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

送検は、フィリピン人3名を入管法違反犯(資格外活動)として法の下での公平、国際法に反して恣意的に刑事処罰を求めるものです。

したがって、フィリピン人3名は、入管法の趣旨、法の下での平等、国際法に反しないためには、不法就労させた雇用者を注意程度で入管法で刑事処分しないのなら、不法就労させられたフィリピン人も注意処分としなければならないが、恣意的に、刑法幫助者を偽装して、不法就労させられたフィリピン人だけを刑事処分する、卑劣な違法な手口で犯罪者にしているので、被告発人らの不法な虚偽告発は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為(後述)です。

よって、被告発人の所為は、刑法172条 虚偽告発罪に該当するものです。

第2章 第一部ー2. 検察官

I. 取調べ検察官のなした、特別公務員職権乱用罪の犯罪事実

1. 被告発人の検察官は、平成26年6月頃、フィリピン人は都内の造園会社で資格外活動で働いていたが、入管法に反して、不法就労させた事業者を情により不法就労助長罪で不当に逮捕せず、法の下での平等および国際法に反し、また、真実は在留資格取消の処分行為であるのに、虚偽に、フィリピン人は、フィリピン大使館職員の運転手より虚偽の雇用契約書の提供を受けたので在留資格を取得することができ在日できた、よって大使館職員(運転手)を幫助者として、不法就労できたとして、神奈川県内の警察署に収監されているフィリピン人を入管法違反(資格外活動)とした内容虚偽の罪名で、横浜地方裁判所に勾留状を不法請求し、被告発人は持っている職権を乱用し不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、逮捕・監禁を行ない取調べ行ったものです。

以上、フィリピン人3名に対して、それぞれ1件の告発事実(犯罪事実)について、
以下は逮捕監禁の目的を補充

要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

捜査の目的は、フィリピン人3名を入管法違反犯(資格外活動)として法の下での公平、国際法に反して恣意的に刑事処罰を求めるものです。

フィリピン人3名は、入管法の趣旨、法の下での平等、国際法に反しないためには、不法就労させた雇用者を注意程度で入管法で刑事処分しないのなら、不法就労させられたフィリピン人も注意処分としなければならないが、入管法に反して不法就労させられたフィリピン人だけを不法逮捕し、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為(後述)です。

よって、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

II. 取調べ検察官のなした虚偽告発罪(172条)の犯罪事実

1. 被告発人の検察官は、平成26年6月頃、フィリピン人は都内の造園会社で資格外活動で働いていたが、不法就労させた事業者を不法就労助長罪で逮捕せず、フィリピン人だけを不当に不法就労罪で逮捕し、手柄を得たい被告発人は、持っている職権を不法に乱用して、不法就労したフィリピン人を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないためには、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、真実是在留資格取消の行為であるのに、虚偽に、大使館職員（運転手）を代わりの幫助者としてでっち上げ、大使館職員（運転手）より内容虚偽の雇用契約書の提供を受けられたので、在留資格が得られたた、在留資格を得られたので、日本に在留できた、それで不法就労をやってしまったとして、大使館職員（運転手）を不法就労の幫助者として、神奈川県内の警察署に逮捕監禁中のフィリピン人を、横浜地方裁判所に、入管法違反（資格外活動）として内容虚偽の罪名で虚偽告発（起訴）したものです。

なお、大使館職員（運転手）はその後、入管法違反（資格外活動）幫助罪で逮捕・起訴されている。

以上、フィリピン人3名に対して、それぞれ1件の告発事実（犯罪事実）について、
以下は虚偽告発の目的を補充

要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。。

起訴は、フィリピン人3名を入管法違反犯（資格外活動）として法の下での公平、国際法に反して恣意的に刑事処罰を求めるものです。

したがって、フィリピン人3名は、入管法の趣旨、法の下での平等、国際法に反しないためには、不法就労させた雇用者を注意程度で入管法で刑事処分しないのなら、不法就労させられたフィリピン人も注意処分としなければならないが、恣意的に、刑法幫助者を偽装して、不法就労させられたフィリピン人だけを刑事処分する、卑劣な違法な手口で犯罪者になっているので、被告発人らの不法な虚偽告発は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法172条 虚偽告発罪に該当するものです。

Ⅲ. 公判の検察官のなした、特別公務員職権乱用罪の犯罪事実

1. 被告発人の検察官は、取調べの検察官より引き継ぎを受け、平成26年6月頃、真実是在留資格取消の行為であるのに、大使館職員（運転手）より内容虚偽の雇用契約書の提供を受けられたので、在留資格が得られたた、在留資格を得られたので、日本に在留できた、それで不法就労をやってしまったとして、大使館職員（運転手）を不法就労の幫助者として、入国収容所（または神奈川県内の警察署）に収監中のフィリピン人を入管法違反（資格外活動）として内容虚偽の罪名で犯罪者として不法にも釈放せず何の義務もない、不法な逮捕監禁をして、そして同年6月頃、公判において内容虚偽の罪名の起訴状で公判を開始し、意思決定の自由を圧迫し、何の義務もない、逮捕監禁をして公判を行ったものです。

以上、フィリピン人3名に対して、それぞれ1件の告発事実（犯罪事実）について、
以下は逮捕監禁の目的を補充

要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

公判の目的は、刑法幫助者を幫助罪とするので、在留資格取消の幫助行為における虚偽の雇用契約書の提供を受けたので、在留資格を得られた、それで在留できたので、不法就労ができたとして、横浜地方裁判所庁へ論告求刑するための不法な公判をすることです。

要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

送検は、中国人４人を入管法違反（資格外活動）犯として刑事処罰を求めるものです。

フィリピン人３名は、入管法の趣旨、法の下での平等、国際法に反しないためには、不法就労させた雇用者を注意程度で入管法で刑事処分しないのなら、不法就労させられたフィリピン人も注意処分としなければならないが、入管法に反して不法就労させられたフィリピン人だけを内容虚偽の罪名で不法に起訴し、論告求刑し、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

Ⅳ．公判の検察官のなした、虚偽告発罪（172条）の犯罪事実

１．被告発人の検察官は、平成２６年６月頃、フィリピン人は都内の造園会社で資格外活動で働いていたが、不法就労させた事業者を不法就労助長罪で逮捕せず、フィリピン人だけを不当に不法就労罪で逮捕し、手柄を得たい被告発人は、持っている職権を不法に乱用して、不法就労したフィリピン人を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、真実は在留資格取消の行為であるのに、大使館職員（運転手）を代替りの幫助者としてでっち上げ、大使館職員（運転手）より内容虚偽の雇用契約書の提供を受けられたので、在留資格が得られたた、在留資格を得られたので、日本に在留できた、それで不法就労をやってしまったとして、大使館職員（運転手）を不法就労の幫助者として、入国収容所（または神奈川県内の警察署）に逮捕監禁中のフィリピン人を、横浜地方裁判所の公判で入管法違反（資格外活動）として内容虚偽の罪名で虚偽告発（論告求刑）したものです。

以上、フィリピン人３名に対して、それぞれ１件の告発事実（犯罪事実）について、
以下は虚偽告発の目的を補充

要旨は 前記 Ⅰ．警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

論告求刑は、フィリピン人３名を入管法違反犯（資格外活動）として法の下での公平、国際法に反して恣意的に刑事処罰を求めるものです。

したがって、フィリピン人３名は、入管法の趣旨、法の下での平等、国際法に反しないためには、不法就労させた雇用者を注意程度で入管法で刑事処分しないのなら、不法就労させられたフィリピン人も注意処分としなければならないが、恣意的に、刑法幫助者を偽装して、不法就労させられたフィリピン人だけを刑事処分する、卑劣な違法な手口で犯罪者にしているので、被告発人らの不法な虚偽告発は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法１７２条 虚偽告発罪に該当するものです。

第２章 第一部－３．裁判官の告発事実

Ⅰ．逮捕状を発行した裁判官の 特別公務員職権濫用罪の犯罪事実

被告発人の裁判官は、平成２６年６月頃、フィリピン人は都内の造園会社で資格外活動で働いていたが、入管法に反して、不法就労させた事業者を情により不法就労助長罪で不当に逮捕せず、法の下での平等および国際法に反し、また、真実は在留資格取消の処分行為であるのに、虚偽に、フィリピン人は、フィリピン大使館職員の運転手より虚偽の雇用契約書の提供を受けたので在留資格を取得することができ在日できた、よって大使館職員（運転手）を幫助者として、不法就労できたとして、入管法違反（資格外活動）とした内容虚偽の罪名で、逮捕状請求をする警察官の所為を情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の

自由を圧迫し、逮捕・監禁を行なわせたものです。
以上、フィリピン人3名に対して、それぞれ1件の告発事実（犯罪事実）について、 以下は逮捕監禁の目的を補充
要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。
逮捕状を発行した目的は、フィリピン人3名を入管法違反犯（資格外活動）として法の下での公平、国際法に反して恣意的に逮捕をして捜査をさせるためです。
フィリピン人3名は、入管法の趣旨、法の下での平等、国際法に反しないためには、不法就労させた雇用者を注意程度で入管法で刑事処分しないのなら、不法就労させられたフィリピン人も注意処分としなければならないが、入管法に反して不法就労させられたフィリピン人だけを不法逮捕し、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。
よって、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。
II. 拘留請求を承認した裁判官の 特別公務員職権濫用罪の犯罪事実
1. 被告発人の裁判官は、平成26年6月頃、フィリピン人は都内の造園会社で資格外活動で働いていたが、入管法に反して、不法就労させた事業者を情により不法就労助長罪で不当に逮捕せず、法の下での平等および国際法に反し、また、真実は在留資格取消の処分行為であるのに、虚偽に、フィリピン人は、フィリピン大使館職員の運転手より虚偽の雇用契約書の提供を受けたので在留資格を取得することができ在日できた、よって大使館職員（運転手）を幫助者として、不法就労できたとして、入管法違反（資格外活動）とした内容虚偽の罪名で、逮捕状請求をする検察官の所為を情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、逮捕・監禁を行なわせたものです。
以上、フィリピン人3名に対して、それぞれ1件の告発事実（犯罪事実）について、 以下は逮捕監禁の目的を補充
要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。
勾留状を発行した目的は、フィリピン人3名を入管法違反犯（資格外活動）として法の下での公平、国際法に反して恣意的に恣意的に拘束をして捜査をさせるためです。
フィリピン人3名は、入管法の趣旨、法の下での平等、国際法に反しないためには、不法就労させた雇用者を注意程度で入管法で刑事処分しないのなら、不法就労させられたフィリピン人も注意処分としなければならないが、入管法に反して不法就労させられたフィリピン人だけを不法逮捕し、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。
よって、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。
III. 公判裁判官 特別公務員職権乱用罪の犯罪事実
1. 被告発人の裁判官は、平成26年6月頃、フィリピン人は東京都内の造園会社で資格外活動で働いていたが、不法就労させた事業者を不法就労助長罪で逮捕せず、フィリピン人だけを不当に不法就労罪で逮捕し、持っている職権を不法に乱用して、真実は在留資格取消の行為であるのに、フィリピン人は、大使館職員（運転手）より内容虚偽の雇用契約書の提供を受けられたので、在留資格が得られた、在留資格を得られたので、日本に在留できた、それで不法就労をやってしまったとして、大使館職員（運転手）を幫助者とする、入管法違反（資格外活動）とした内容虚偽の罪名である検察官の起訴を情により適法と認め、フィリピン人

を入国収容所（または神奈川県内の警察署）に収監したまま釈放せず、そして不法に公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、フィリピン人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったものです。

以上、フィリピン人3名に対して、それぞれ1件の告発事実（犯罪事実）について、
以下は逮捕監禁の目的を補充

要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

公判開廷を行った目的は、入管法違反犯（資格外活動）として法の下での公平、国際法に反して、公判を行うためです。

フィリピン人3名は、入管法の趣旨、法の下での平等、国際法に反しないためには、不法就労させた雇用者を注意程度で入管法で刑事処分しないのなら、不法就労させられたフィリピン人も注意処分としなければならないが、入管法に反して不法就労させられたフィリピン人だけを内容虚偽の罪名で不法に収監して公判し、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

第2部 フィリピン大使館職員（運転手）に関する被告発人

第2章 第2部－1. 警察官

I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実

1. 被告発人の警察官らは、平成26年6月頃、持っている職権を不法に乱用して、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、虚偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、神奈川県内においてフィリピン大使館職員（運転手）を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑で、事前に横浜地方裁判所に逮捕令状を虚偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、フィリピン大使館職員（運転手）には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない取調べを行ったものです。

以上1件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

捜査の目的は、フィリピン大使館職員（運転手）を幫助罪とするので、在留資格取消の幫助行為における虚偽の雇用契約書を作成し提供したとして、横浜地方検察庁へ送検するための無理のある捜査をして調書を取ることに、自白を強要するためであるが、虚偽の雇用契約書を作成し提供した幫助行為が罪にならないので、故意を立証する行為は違法です。

したがって、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

II. 警察官らの 虚偽告発罪の犯罪事実

1. 被告発人の警察官らは、平成26年6月頃、持っている職権を不法に乱用して、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、嘘偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないためには、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、フィリピン大使館職員（運転手）らを代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、神奈川県内の警察署に逮捕監禁中のフィリピン大使館職員（運転手）を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑などで、横浜地方検察庁に内容虚偽の罪名で違法に虚偽告発（送検）したものです。

以上1件の告発事実（犯罪事実）について、以下は虚偽告発の目的を補充

要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

送検は、フィリピン大使館職員（運転手）を入管法違反幫助犯として刑事処罰を求めるものです。

したがって、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪行為をしていないのに卑劣な手口で犯罪者にされたので、被告発人らの不法な虚偽告発は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法172条 虚偽告発罪に該当するものです。

第2章 第2部－2. 検察官

I. 取調べ検察官のなした、特別公務員職権乱用罪の犯罪事実

1. 被告発人の検察官は、平成26年6月頃、持っている職権を不法に乱用して、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、神奈川県内の警察署に逮捕・監禁中のフィリピン大使館職員（運転手）を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑などで、不法に勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、フィリピン大使館職員（運転手）には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったものです。

以上1件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

勾留状請求の目的は、フィリピン大使館職員（運転手）を幫助罪とするので、在留資格取消の幫助行為における嘘偽の雇用契約書を作成し提供したとして、横浜地方裁判所へ起訴するための捜査をして被告発人のシナリオで調書を取ることと、自白を強要するためであるが、嘘偽の雇用契約書を作成し提供した幫助行為が罪にならないので、故意を立証する行為は違法です。

したがって、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

II. 取調べ検察官のなした 虚偽告発罪（172条）の犯罪事実

1. 被告発人の検察官は、平成26年6月頃、持っている職権を不法に乱用して、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、虚偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないためには、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、フィリピン大使館職員（運転手）を代替りの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、神奈川県内の警察署に逮捕・監禁中のフィリピン大使館職員（運転手）を入管法違反（資格外活動）の幫助罪で、横浜地方裁判所に虚偽告発（起訴）をしたものです。

以上1件の告発事実（犯罪事実）について、以下は虚偽告発の目的を補充

要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

起訴は、フィリピン大使館職員（運転手）を入管法違反幫助犯として刑事処罰を求めるものです。

したがって、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪行為をしていないのに卑劣な手口で犯罪者にしたので、被告発人の不法な虚偽告発は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法172条 虚偽告発罪に該当するものです。

Ⅲ. 公判の検察官 のなした、特別公務員職権乱用罪の犯罪事実

1. 被告発人の検察官は、取調べの検察官より引き継ぎを受け、平成26年6月頃より、平成26年6月頃まで、持っている職権を不法に乱用して、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、虚偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、入国者収容所（又は神奈川県内の警察署）に収監中のフィリピン大使館職員（運転手）を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の被告として釈放せず、そして同年6月頃、公判において不法な内容虚偽の起訴状を読み上げ公判を開始し、意思決定の自由を圧迫し、フィリピン大使館職員（運転手）には何の義務もない、不法な逮捕監禁をして公判を行ったものです。

以上1件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

公判の目的は、フィリピン大使館職員（運転手）を幫助罪とするので、在留資格取消の幫助行為における虚偽の雇用契約書を作成し提供したとして、公判を行うためです。

したがって、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

Ⅳ. 公判の検察官 のなした、虚偽告発罪（172条）の犯罪事実

1. 被告発人の検察官は、平成26年6月頃、持っている職権を不法に乱用して、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格

取消 2 2 条の 4・4 の幫助行為を指して、虚偽に、取調べの検察官に同調し手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にしたので、それには国際法に反しないためには、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、画策通り、フィリピン大使館職員（運転手）を代替りの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させるため、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪であるとして、入国者収容所（又は神奈川県内の警察署）に収監中のフィリピン大使館職員（運転手）を入管法違反（資格外活動）の幫助罪で、横浜地方裁判所に虚偽告発（論告求刑）をしたものです。

以上 1 件の告発事実（犯罪事実）について、以下は虚偽告発の目的を補充

要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

論告・求刑は、フィリピン大使館職員（運転手）を入管法違反幫助犯として刑事処罰を求めるものです。

したがって、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪行為をしていないのに卑劣な手口で犯罪者にしたので、被告発人の不法な虚偽告発は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法 1 7 2 条 虚偽告発罪に該当するものです。

第 2 章 第 2 部－ 3. 裁判官の告発事実

I. 逮捕状を発行した裁判官の 特別公務員職権濫用罪の犯罪事実

1. 被告発人の裁判官は、平成 2 6 年 6 月頃、持っている職権を不法に乱用して、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消 2 2 条の 4・4 の幫助行為を指して、虚偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、フィリピン大使館職員（運転手）を入管法違反（資格外活動）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、フィリピン大使館職員（運転手）には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたものです。

以上 1 件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

逮捕状を発行した目的は、フィリピン大使館職員（運転手）を幫助罪とするので、在留資格取消の幫助行為における虚偽の雇用契約書を作成し提供したとして、東京地方検察所へ送検するための捜査をして調査を取ることに、自白を強要するためであるが、虚偽の雇用契約書を作成し提供した幫助行為が罪にならないので、故意を立証する行為は違法です。

したがって、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法 1 9 4 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

II. 拘留請求を承認した裁判官の 特別公務員職権濫用罪の犯罪事実

1. 被告発人の裁判官は、平成 2 6 年 6 月頃、持っている職権を不法に乱用して、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消

22条の4・4の幫助行為を指して、虚偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、神奈川県内の警察署に逮捕・監禁中のフィリピン大使館職員（運転手）を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、フィリピン大使館職員（運転手）には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたものです。

以上1件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

勾留状を発行した目的は、フィリピン大使館職員（運転手）を幫助罪とするので、在留資格取消の幫助行為における虚偽の雇用契約書を作成し提供したとして、横浜地方裁判所へ起訴するための捜査をして調書を取ることに、自白を強要するためであるが、虚偽の雇用契約書を作成し提供した幫助行為が罪にならないので、故意を立証する行為は違法です。

したがって、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

III. 公判の裁判官の 特別公務員職権乱用罪の犯罪事実

1. 被告発人の裁判官は、平成26年6月頃頃、持っている職権を不法に乱用して、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、虚偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、入国者収容所（又は神奈川県内の警察署）に収監中のフィリピン大使館職員（運転手）を入管法違反（資格外活動）の幫助罪による、検察官の不法な内容虚偽の起訴を、情により適法と認め、釈放せず、公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、フィリピン大使館職員（運転手）には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったものです。

以上1件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

公判開廷を行った目的は、フィリピン大使館職員（運転手）を幫助罪とするので、在留資格取消の幫助行為における虚偽の雇用契約書を作成し提供したとして、公判を行うためです。

したがって、フィリピン大使館職員（運転手）は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

第3部 書類送検の外交官等3名に関する被告発人

第2章 第3部－1. 警察官

I. 警察官らの 虚偽告発罪の犯罪事実

1. 被告発人の警察官らは、先に平成26年6月頃、真実は入管法の在留資格取消行為およびその幫助行為

であるにも関わらず、
フィリピン大使館職員（運転手）より内容虚偽の雇用契約書の提供を受け在留資格を取得して不法就労したフィリピン人3名を入管法違反（資格外活動）として、刑事処分したことは不法であるので、前第1部で記載しました。
内容虚偽の雇用契約書を提供したフィリピン大使館職員（運転手）を入管法違反（資格外活動）幫助罪として内容虚偽の罪名で刑事処分したことは不法であるので、前第2部で記載しました。
前記の犯罪に味をしめた被告発人の警察官らは、平成26年11月頃、先に不法就労したフィリピン人の話からフィリピン国外交官1名及びフィリピン大使館職員3名の4名も内容虚偽の雇用契約書を不法就労したフィリピン人に提供して在留資格取得の幫助をしていたと聞き、フィリピン大使館に面会を申し込んだが1名は既に帰国済で3名は申し込み直後に帰国したとの回答を受けた。
よって警察官らは、平成27年2月頃、持っている職権を不法に乱用して、フィリピン国外交官1名及びフィリピン大使館職員2名の3名のした行為は、入管法の在留資格取消（第22条の4-4）の幫助行為であり、何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、よってなんら刑事処罰を受けないにもかかわらず、外交官らのクビをとって手柄を得たい被告発人は、フィリピン大使館職員（運転手）と同様に、真実は入管法の在留資格取消の幫助行為であるにも関わらず、雇用契約書を先に不法就労したフィリピン人3名に提供した行為は、入管法違反（資格外活動）に対する刑法幫助罪だとして内容虚偽の罪名で、横浜地方検察庁に虚偽告訴（書類送検）したものです。
以上、3名に対して、それぞれ1件の告発事実（犯罪事実）について、 以下は虚偽告発の目的を補充
要旨は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。
送検は、フィリピン国外交官1名及びフィリピン大使館職員2名を入管法違反幫助犯として刑事処罰を求めるものです。
したがって、フィリピン国外交官1名及びフィリピン大使館職員2名は何ら犯罪行為をしていないのに卑劣な手口で犯罪者にされたので、被告発人らの不法な虚偽告発は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。
よって、被告発人の所為は、刑法172条 虚偽告発罪に該当するものです。
第2章 第3部－2. 検察官
新聞記事では不明です。
第2章 第3部－3. 裁判官の告発事実
新聞記事では不明です。
第2章 第4部 悪質な故意のある犯罪行為 （告発事実の故意について）
I. 被告発人の犯罪の悪質性

1. 風が吹けば桶屋が儲かる式の結論ありきの強引な因果関係による幫助論はぞっとします。

被告発人の嘘偽告訴・逮捕監禁の犯罪趣旨は、告発人が共犯者の金軍学と共謀し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供することで、正犯は在留資格を取得できた。正犯は在留資格が得られたので日本に在留できた。在留できたので不法就労することが出来た。

よって、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助行為をした犯罪であるとしたのです。

理由とした因果関係は、入管法の趣旨を大きく逸脱し、また幫助罪論理さえ逸脱した、明らかに適用法を違法にこじつけた明らかに故意のある犯罪です。

こういう「風が吹けば桶屋が儲かる」論法が許されるのであれば、在留できたので不法就労することが出来た。の部分は、在留できたので殺人ができたとして、殺人罪の幫助罪にも出来るのです。

もちろん、幫助罪ですから、故意がなければなりません、結論が決まっていますから、故意はいくらでもでっち上げることができます。

当事件は、前記しましたように、在留資格の付与は法務大臣が裁量で与えていますので、在留資格の取得を容易にしたとは言えません。省令で規定する卒業証書と違い、雇用契約書の提出は課長通達ごときで提供するものであり、刑罰を課される法的根拠は全くありません。明らかにでっち上げの犯罪といえます。

2. 入管法が主として外国人の処遇を扱う法律であり一般に知られていないことを悪用（虚偽告訴の目的を追加補充）

不法就労の助長行為対策として入管法の趣旨では、不法就労の直接的因果関係は、不法就労助長罪に規定する事項です。

仮に内容虚偽の雇用契約書で法務大臣より、技術や人文国際などの在留資格を得たとしても、在留資格の範囲内で就労すれば、不法就労にはなりません。

不法就労になるのは、在留資格外で働いたので資格外活動の不法就労になるのです。しかし、外国人が、いくら不法就労したくとも、働かせる事業者がいなければ不法就労者になりえません。それは、事業者が働く資格のない外国人を雇用した不法就労させたからです。雇用されなければ、100%不法就労者にはなりえないのです。それで不法就労助長罪が創設されているのです。

在留資格の付与条件は未公開であり、在留資格は法務大臣が裁量で与えたものですから、法務大臣には、在留資格の取消権限を与えています。

もし在留資格取消を受けたとしても、退去強制の行政処分であり、告発人を刑法の幫助罪で国外退去の刑事処分をさせることは出来ません。

このため、起訴直前の平成22年7月1日施行の入管法改正で、他の外国人に嘘偽の書類を提供、幫助して在留資格を得させた外国人は、国外退去の行政処分となった（以前は処分なし）ことから、嘘偽の雇用契約書の提供がなんら犯罪にならないことは充分承知の上で、入管法という主として、外国人の処遇を扱う法律が、一般に知られていないことを悪用し計算された故意の犯行であることは明白です。

3. マスコミを使って、虚偽の情報操作で、犯罪を正当化した

このフィリピンの外交官および大使館職員2名の書類送検にあたっては、添付の新聞記事のとおり、あたかも正当であるように、嘘偽の情報捜査をしております。

2010年の、告発人の入管法違反幫助事件とまったく同じパターンです。

虚偽情報であることは、当告発状に記載のとおりです。
新聞を見て、すぐに、読売新聞と毎日新聞には、訂正記事を出すようにメールをして、フィリピン大使館には、虚偽なので日本政府に抗議するように手紙を出していますので、刑が確定していない事を願っています。
この虚偽情報により、裁判官に与件を与えることは、否定出来ないと思います。
3名について書類送検ですが、間に合えばと思って、告発状を書いております。
Ⅱ．特別公務員職権濫用罪の故意
1. 特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性
「特別公務員職権濫用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕、監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性については、
①主体が特別公務員であること、……事実 警察官、検察官、裁判官です。
②人を逮捕・監禁したこと、……事実として逮捕・監禁されました。
③職権を濫用したこと、によって成立します。
職権を濫用したか否かですが、濫用とは、
職務上の権限を不法に行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事実上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。
告訴事実に記載のとおり、内容虚偽の逮捕状等を裁判所に申請し、不法な内容虚偽の逮捕状を提示するなどして意思決定の自由を圧迫し職務上の権限を行使しています。
特別公務員職権濫用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。
2. 特別公務員職権濫用罪の裏にある、(虚偽告訴の)重大な故意
警察官、検察官らは、不法な逮捕・監禁をなすにあたって、正当な逮捕理由を装い、虚偽に、犯罪が思科される内容で逮捕令状を請求し(虚偽告訴)、逮捕令状を取得し、逮捕・監禁を巧妙に正当化していますので、虚偽告訴罪成立にも必要な、重大な故意のあることを、前記 被告発人の犯罪の悪質性に加え更に述べます。
入管法違反(資格外活動による不法就労)事件は珍しい事件ではありません。日常的に発生している事件です。
事実として、告訴人が収監された警察の留置所は、不法就労の逮捕者で溢れかえっていました。不法滞在10年以上も珍しくありません。多くの場合、情により雇用者を不法就労助長罪で逮捕させせず処分しませんので、不法就労した外国人の内、不法滞在者は、通常は刑事処分はせずに入管送りで国外強制退去です。
正規の滞在資格は、多くの場合、不法にも法の下での平等に反し罰金刑などで刑事処分をして恣意的に国外退去をさせているのです。しかし、この事件では正規の滞在資格であるため、罰金刑で国外退去とするところを、懲役刑にして手柄を得るため、在留資格の付与条件は法律の定めがなく法務大臣が未公開の付与条件で裁量により付与するものであるにも関わらず、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとして虚偽の幫助者をでっちあげて不法就労罪を適用した、極めて悪質な犯罪です。

余談ですが、大阪の中国人女子留学生がホステスとして働いていて、資格外活動の不法就労罪で逮捕され、国外退去のになりましたが、この留学生は珍しく裁判をしました。

裁判の結果、無罪になっています。留学ビザでは資格外活動として風俗で働いてはいけないとか、週に28時間の就業時間を「決めているのは本則（入管法）でなく省令だからです。

在留資格の付与条件は法律で規定されておらず非公開で法務大臣の裁量であり在留資格を容易にしたとも言えず、虚偽の書類提出は国外退去の行政処分であることもしており、正犯を逮捕理由とした、犯罪事実が「在留資格取消」の帮助理由であることは100も承知しており、入管法事件を扱う正犯の職権濫用の犯意は 明らかな故意（認識有る過失）です。

さらに、逮捕され（平成22年6月14日）後、起訴される月の平成22年7月1日より施行された、入管法改正では、「在留資格取消」に、他の外国人に対し虚偽の書類の提出を帮助したりした外国人は、国外退去とする条項が追加され施行されたことでわかるように、

入管法の虚偽の書類提出の帮助が刑事処分の対象でないことは明白であり、入管法事件を扱う警察官らの職権濫用の犯意は 故意（認識有る過失）であると言えるのです。

不法就労に対しては、法の下での平等及び国際法に反しないように、入管法違反（不法就労）では、不法就労した外国人を不法就労罪とする時は、不法就労させた事業者を、不法就労助長罪で、平等に刑事処分することが、入管法の趣旨であることから、不法就労の帮助罪に、不法就労助長罪以外を適用することが相当でないことを、入管法違反（不法就労）事件を扱う司法警察官は、当然、熟知していたので、不法就労罪に対して、在留資格取消の帮助理由を刑法帮助罪の帮助理由とすることは、計画された故意（認識有る過失）であると言えます。

事実として、多くの入管法違反（資格外活動の不法就労）では、不法就労した外国人を逮捕しますが、雇用者を不法就労助長罪で処罰せず、不法就労させられた外国人を、法の下での公平や恣意的な処分で国際法に反するのを承知で、少額罰金で刑事処分し、入管送りとして国外退去させていたことも職務上、充分に知っていたのです。

従って、入管法の不法就労に関係する不法就労罪、不法就労助長罪、在留資格取消などの法律は充分理解しての犯行ですから、職権濫用の犯意は 故意（認識有る過失）であると言えるのです。

取調べの際、不起訴で釈放されると思った司法警察官（賀来）は、こう言ったのです。

これからは、入管法でわからなければ、警察に聞いてくださいよ。

私でわからないところは、専門の人がいるので聞いて教えますよ。

このことから警察は入管法に熟知しており計算された明らかな故意です。

捜査指揮をした若い検察官徳永は、

取調べの際、告発人が、罪刑法定主義では何の罪にもならないと言うと、

「私は偉いのです。誰があなたのことを信じますか、誰もあなたの言うことを信じませんよ」

「私は偉いのです。認めれば罰金、認めなければ懲役刑にでも出来るのです」

「私は偉いのです。多くの中国人は不起訴または少額罰金で入管送りになります。貴方も認めれば罰金刑にします」と言ったのです。

誰も信じなかったのは確かですが、このことから計算された故意です。

3. 未必の故意

在留資格の付与条件、入管法の在留資格取消（22条の4）や不法就労助長罪（73条の2）の存在を知らなかった、失念していたので、単なる過失だと言い訳するのであれば、不法就労に関わる入管法事件を扱う司法警察官として、入管法の趣旨、関連条項の創設、改定趣旨やその内容などの法令調査を怠って、職務を行うことは、

適用法誤りにより、取り返しがつかない人権侵害をおこし、被害者を社会のどん底に引きずり落とす悲惨な結果になることは、職務の性格上、充分認識していたとされるので、「未必の故意」といえます。

また、入管法違反事件を扱う警察官が、入管法を知らなかったと言うのであれば、法治国家としての体をなしていないので、許されることではありません。

警察官、検察官、裁判官らの特別公務員が、法律を知らなかったのに、適用法を誤ったと平然とするのでは、国民は安心して生活できません。

よってこうした適用法誤りによる人権侵害がおきないように、警察組織、検察組織、裁判所の組織は法の下での統治を行う、罪刑法定主義によるチェック機能がついた司法行政になっていますが、事実、この事件では、なんら機能せず適用法誤りにより実刑を受けております。さらに告訴状・告発状を受理せず握りつぶしていますので、国際社会の力をかりて、毅然として関係者を処罰しなければ、法の下での統治が実現しないのは明白です。

この問題は根が深いので、日本人の私だけでは解決できません。日本政府（司法行政）は、一部の日本人や多くの外国人に対して、法の下で統治せず、深刻かつ組織的な人権侵害を引き起こしています。助けてください。として、国際連合人権理事会に救援を求めています。

Ⅲ. 虚偽告発罪の故意

入管法違反事件においては、警察官、検察官は、特別公務員職権乱用罪に加え虚偽告発罪で告発しています。

虚偽告発罪は、他人に刑罰や懲戒を受けさせる目的で、虚偽の告発をする行為を内容とする。故意犯、目的犯であり、「人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的」が必要であるので、しっかり記載しました。

虚偽告発罪の「故意」についても、特別公務員職権乱用罪で記載した内容と同じです。

以下の記載は、当告発に関する関連事項です。

第3章. 注釈的説明

1. 警察官の職務権限

刑事訴訟法

（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）

第一章 捜査

第百八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

○2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

司法警察員は、司法巡査が有する捜査に関する権限を全て有する。
司法警察員が有する特別の権限としては、以下のようなものがある。
逮捕に関して

通常逮捕状の請求（刑事訴訟法 199 条 2 項）。

逮捕した被疑者の受け取り（同法 202 条、215 条 1 項）。

被疑者逮捕時の犯罪事実の要旨・弁護人選任の告知、弁解録取、釈放・送致の決定（同法 203 条 1 項、211 条、216 条）

差押、搜索、検証令状の請求（刑事訴訟法 218 条 3 項）
証拠品の売却・還付（同法 222 条 1 項但書）
鑑定留置処分 ^{（注）} の請求（同 224 条 1 項）、鑑定処分許可の請求（同 225 条 2 項）
代行検視（同法 229 条 2 項）
告発・告発、自首の受理・調書作成（同法 241 条 1 項 2 項、243 条、245 条）
検察官への事件送致（同法 246 条本文、242 条、245 条）
捜査機関
捜査は、捜査機関によってなされる。
刑事訴訟法が規定する捜査機関としては以下が挙げられる。
一般司法警察職員（＝警察官）（刑事訴訟法 189 条 2 項）
特別司法警察職員（警察官以外の司法警察職員）（刑事訴訟法 190 条）
検察官（刑事訴訟法 191 条 1 項）
検察事務官（刑事訴訟法 191 条 2 項）
2. 検察官の職務権限
検察官の職務
検察庁法
（昭和二十二年四月十六日法律第六十一号）
第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、 裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、 又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、 裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、 又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。
第六条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。 ○2 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、 刑事訴訟法の定めるところによる。
捜査機関
捜査は、捜査機関によってなされる。
刑事訴訟法が規定する捜査機関としては以下が挙げられる。
一般司法警察職員（＝警察官）（刑事訴訟法 189 条 2 項）
特別司法警察職員（警察官以外の司法警察職員）（刑事訴訟法 190 条）
検察官（刑事訴訟法 191 条 1 項）
検察事務官（刑事訴訟法 191 条 2 項）
捜査機関
捜査は、捜査機関によってなされる。
刑事訴訟法が規定する捜査機関としては以下が挙げられる。
一般司法警察職員（＝警察官）（刑事訴訟法 189 条 2 項）
特別司法警察職員（警察官以外の司法警察職員）（刑事訴訟法 190 条）
検察官（刑事訴訟法 191 条 1 項）
検察事務官（刑事訴訟法 191 条 2 項）

3. 裁判官の職務権限

裁判官の職務および権限 憲法 76 条 3 項

「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」

第七六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

(2) 特別裁判所は、これを設置することができない。

行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

(3) すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第4章 フィリピン人の被害

被告発人らの、日本国憲法および入管法に違反し、さらに日本政府の法の下での統治や、国際ルールを侮辱する、悪質な職権濫用により、フィリピン人 4 名（その後外交官 1 名職員 2 名が加わるとされる）は、肉体的苦痛や精神的苦痛、社会的信用を失いました。

逮捕、監禁そして裁判により、生活の基盤である日本から、犯罪者として強制退去をさせられ、すべての信用、敷金や家財などの財産や収入、生活の基盤などを失うことになったのです。

フィリピン人 4 名のうけた懲役刑は、フィリピン国での人生にも大きく負担になります。早急に、検察側が再審請求して起訴を取り下げ、賠償をすべきです。

裁判のやり直しが必要です。（検察が再審を申し出て、起訴を取り下げる）そして損害賠償をすることです。国際的には恥ずかしいことです。

第5章 其の他

I. 立証方法

1. 起訴状

2. 日本国憲法、出入国管理及び難民認定法並びに刑法等

3. 入管法改正にかかる国会議事録（本会議および委員会等）
（法の創設および改正趣旨）

4. 横浜地裁判決

II. 添付書類

フィリピン大使館入管法違反 読売新聞記事コピー 1 枚

〒261-0003 千葉市美浜区高浜 6-18-9 長野恭博

E メール nagano@miraico.jp 携帯電話 090-4824-7899